第３８回滋賀県芸術文化祭開催要綱

１　趣　　旨

県民の文化芸術に関する意欲的な公演および創作発表を奨励するとともに、文化芸術に親しみ、鑑賞する機会を広く県民に提供することにより、県民文化の高揚を図る。

２　開催期間

平成２０年８月３０日（土）～平成２０年１２月２１日（日）

３　開 催 地

広く県内各地で開催する。

４　主　　催

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県芸術文化祭実行委員会
財団法人自治総合センター、財団法人滋賀県文化振興事業団

５　事業内容

滋賀県芸術文化祭の事業は、主催事業および参加事業とする。

(1) 主催事業

滋賀県芸術文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が中心となって企画する次の事業とする。事業の実施にあたっては、関係文化団体・機関に委託することができる。

① オープニング

② 公募展

ア　第62回滋賀県美術展覧会
イ　第47回滋賀県写真展覧会
ウ　第58回滋賀県文学祭

③フェスティバル

ア　長浜音楽祭2008（長浜市）
イ　ダンスフェスティバル2008in東近江（東近江市）
ウ　高島音頭の普及・支援（高島市）
エ　第４回甲賀映画祭プレイベント「子ども映画教室」（甲賀市）

(2) 参加事業

市町、学校、文化団体、企業等が実施する芸術文化事業で、芸術文化祭の趣旨に沿ったものとして実行委員会が承認した事業とする。

参加事業の承認基準等については、別に定める。

(3) 奨励事業の募集・選定

６　そ の 他

この要綱は第３８回滋賀県芸術文化祭に適用する。